特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	児童手当に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付（以下「児童手当等」という。）に関する事務。 【概要】 認定請求者（受給資格者）から提出される認定請求書、額改定請求書、受給事由消滅届、現況等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。 【事務処理】 ①新規認定請求 　新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。 ②額改定請求 　額改定請求書に基づき、支給要件児童の認定を行う。 ③受給事由消滅届 　受給事由消滅届に基づき、消滅処理を行う。 ④現況届 　現況届に基づき、年度更新を行う。 ⑤その他の届出 　住所変更届に基づき、氏名・住所の異動の確認及び変更を行う。 　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。 ⑥年齢到達 　3歳到達、年度末の12歳、15歳、18歳、22歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。 ⑦各種届出に基づく通知書送付 　①～④、⑥に伴う各処分の通知書送付を行う。 ⑧住民異動に伴う案内送付 　児童の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、消滅等の提出案内の送付を行う。 ⑨所得更正等に伴う支給区分の変更処理 　所得更正に基づき、支給区分（児童手当⇔特例給付）変更又は請求者変更（支給事由消滅）処理、通知を行う。 ⑩返還金請求及び催告 　支給事由消滅等（遡りの消滅等）により返還金が発生した者に返還金請求を行う。 ⑪父母指定者指定届受領証発行 　父母指定者による父母指定者指定届に基づき、居住する児童を確認し、受領証を発行する。 ⑫財務会計処理及び各種統集計に係る事務 　定時（10月・12月・2月・4月・6月・8月）及び随時（他の月）に口座振替で支給又は支払調整を行う。 　返還金の収納等を行う。 　千葉県への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。 ⑬児童手当等に係る保育料等の徴収等に関する申出・変更申出・撤回申出 　申出書に基づき、児童手当等に係る保育料等の徴収等に関する処理、通知を行う。 ⑭児童手当等に係る寄附の申出・変更申出・撤回申出の受付、受領証明書発行 　申出書に基づき、児童手当等に係る寄附に関する処理、通知を行う。また、受領証明書を発行する。 ⑮サービス検索・電子申請機能、申請管理システムに係る事務 　サービス検索・電子申請機能、申請管理システム経由にて①～⑤、⑬～⑭の届出を受領する。 ⑯マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 　①～⑥、⑬～⑭に係る通知を行う。 　④の送付に関するお知らせ、督促のお知らせを行う。
③システムの名称	児童手当システム（児童総合福祉システム）、宛名システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の81の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項、107の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、141の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2316
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月18日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月18日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、児童手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） （略） （船橋市が提供する根拠） ・番号法第19条第7号 ⑴・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ⑵番号法別表第二の30の項（平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。） ⑶・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号	（船橋市が照会する根拠） （略） （船橋市が提供する根拠） ・番号法第19条第7号 ⑴・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ⑵番号法別表第二の30の項（平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。） ⑶・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ⑷・番号法別表第二の106の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第53条第1号リ	事後	
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月13日　時点	令和3年3月18日　時点	事後	
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月13日時点	令和3年3月18日時点	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の56の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第7号 ⑴・番号法別表第二の74の項 　・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。）第40条 ⑵・番号法別表第二の75の項 　・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第40条の2 （船橋市が提供する根拠） ・番号法第19条第7号 ⑴・番号法別表第二の26の項 　・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ⑵番号法別表第二の30の項（平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。） ⑶・番号法別表第二の87の項 　・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ⑷・番号法別表第二の106の項 　・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第53条第1号リ	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の74の項、75の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項	事後	
令和4年12月16日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①～⑭（略） ⑮サービス検索・電子申請機能に係る事務 　サービス検索・電子申請機能経由にて①～⑤、⑬～⑭の届出を受領する。 ⑯（略）	①～⑭（略） ⑮サービス検索・電子申請機能、申請管理システムに係る事務 　サービス検索・電子申請機能、申請管理システム経由にて①～⑤、⑬～⑭の届出を受領する。 ⑯（略）	事前	
令和4年12月16日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム（児童総合福祉システム）、宛名システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童手当システム（児童総合福祉システム）、宛名システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	
令和4年12月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月18日時点	令和4年10月31日時点	事後	
令和4年12月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月18日時点	令和4年10月31日時点	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2316	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2316	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和6年3月18日 時点	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和6年3月18日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当及び特例給付（以下「児童手当等」という。）に関する事務。 【概要】（略） 【事務処理】 ①～⑤（略） ⑥年齢到達 ３歳到達、年度末の１２歳、１５歳、１８歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。 ⑦～⑪（略） ⑫財務会計処理及び各種統集計に係る事務 定時（１０月・６月・２月）及び随時（他の月）に口座振替で支給又は支払調整を行う。 千葉県への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。 ⑬～⑯（略）	児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付（以下「児童手当等」という。）に関する事務。 【概要】（略） 【事務処理】 ①～⑤（略） ⑥年齢到達 ３歳到達、年度末の１２歳、１５歳、１８歳、２２歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。 ⑦～⑪（略） ⑫財務会計処理及び各種統集計に係る事務 定時（１０月・１２月・２月・４月・６月・８月）及び随時（他の月）に口座振替で支給又は支払調整を行う。 千葉県への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。 ⑬～⑯（略）	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の81の項	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の74の項、75の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項、107の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、141の項、161の項	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	［○］　全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	